

平成18年12月22日

(社) 日本船主協会 会長 あて

国土交通省海事局長

便宜置籍船等の安全対策の再点検について（要請）

船舶の安全管理については、海運事業における根幹を成す最重要事項ですが、本年、外航貨物船分野において、鹿島港沖の大型鉱石船による海難事故（本年10月）など、便宜置籍船による海難事故が連続して発生したことは、誠に遺憾であります。

船舶の安全管理については、これまでも貴協会の会員各社においてそれぞれのシステムを構築しながら取り組んでいるものと承知しておりますが、これらが十分かつ確実に機能しなければ安全確保はできません。

このことを踏まえ、貴協会の会員各社においては、下記の方針に従って安全管理体制を再度点検し、船舶の安全管理に万全を期すよう強く要請します。

記

1. 安全管理体制の再構築について
 - (1) 自社運航商船隊全体に対する安全管理の再徹底
 - (2) 経営トップ自らの主導による経営トップから現場まで一丸となった安全管理体制（船員管理を含む）の再構築
 - (3) 安全確保のための継続的な取組みの再徹底（具体的には、PDCAサイクル（安全確保のための方針等の策定、当該方針の実行、内部監査による点検、点検結果に基づく改善措置）の確実な実施）
 - (4) 前記の取組みによる安全風土・安全文化の定着と安全最優先原則の徹底
2. 個別の改善事項について
 - (1) 安全に係る法令、社内基準や手続の遵守
 - (2) ヒューマン・エラーの最小限化
 - (3) 船員の教育・訓練の充実
 - (4) 非常時マニュアルや訓練等への海難事故事例の反映

以上